



青森県報

第十九百五号

平成十三年八月八日(水曜日)

目次

公 告

○砂利の採取計画等に関する規則第十三条第四項の規定による
聽聞の期日の変更

(河川砂防課) …一

公 告

砂利の採取計画等に関する規則第十三条第四項の規定による聽聞の期日の変更

平成十三年七月四日付けで公告した事項のうち、聽聞の期日を変更したので、砂利の採取計画等に関する規則(昭和四十三年通商産業省建設省令第一号)第十三条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年八月八日

青森県知事 木村守男

- | | | |
|-------------|-------------|------|
| 一 変更前の聽聞の期日 | 平成十三年七月十九日 | 午後二時 |
| 二 変更後の聽聞の期日 | 平成十三年八月二十四日 | 午後二時 |